

官報

号外

平成十六年一月三十一日

○第百五十九回 衆議院會議録 第七号

平成十六年一月三十一日(土曜日)

議事日程 第五号

平成十六年一月三十一日

午前零時三十分開議

- 第一 平成十五年度一般会計補正予算(第1号)
(前会の続)
- 第二 平成十五年度特別会計補正予算(特第1号)
(前会の続)
- 第三 平成十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)
(前会の続)
- 第四 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件
- 第五 平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出)
- 第六 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 平成十五年度一般会計補正予算(第1号)
(前会の続)
- 日程第二 平成十五年度特別会計補正予算(特第1号)
(前会の続)
- 日程第三 平成十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)
(前会の続)
- 日程第四 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件
- 日程第五 平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出)
- 日程第六 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案(内閣提出)

午前零時三十三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 平成十五年度一般会計補正予算(第1号)
(前会の続)

日程第二 平成十五年度特別会計補正予算(特第1号)
(前会の続)

日程第三 平成十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)
(前会の続)

○議長(河野洋平君) 日程第一、平成十五年度一般会計補正予算(第1号)、日程第二、平成十五年度特別会計補正予算(特第1号)、日程第三、平成十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三案を一括して議題とし、前会の議事を継続いたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長笹川堯君。

平成十五年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

平成十五年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

平成十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔笹川堯君登壇〕

○笹川堯君 たいま議題となりました平成十五年度一般会計補正予算(第1号)外二案につきまし

て、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この補正予算三案は、去る一月十九日本委員会に付託され、二十三日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日から質疑に入り、二十八日に質疑を終局し、昨三十日採決を行ったものであります。

まず、補正予算三案の概要について申し上げます。

一般会計予算については、歳出において、義務的経費の追加、災害対策費、イラク復興支援経済協力費等の追加を行う一方、既定経費の節減、予備費の減額を行うこととしております。

また、歳入において、その他収入の減収を見込む一方、前年度剰余金の受け入れを行うこととしております。

この結果、補正後の平成十五年度一般会計予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも一千五百五億円増加して、八十一兆九千三百九十六億円となります。

特別会計予算については、食糧管理特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計など二十特別会計において、所要の補正を行うこととしております。

政府関係機関予算については、中小企業金融公庫について、所要の補正を行うこととしております。

次に、質疑について申し上げます。

質疑は、イラクへの自衛隊派遣、経済協力、国連の関与など、イラク復興支援に関する諸問題、北朝鮮問題、我が国の為替政策のあり方、破綻金

平成十六年一月三十一日 衆議院会議録第七号

平成十五年度一般会計補正予算(第一号)外二案(イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に承認を求めるとの件)

二

融機関の処理、公的資金投入などの金融問題、中小企業対策、道路公団民営化問題、BSE、鳥インフルエンザなど食品の安全性に関する問題等、国政の各般にわたって熱心な質疑が行われました。

かくて、昨三十日補正予算三案の採決を行いました結果、平成十五年度補正予算三案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三案につき討論の通告があります。これを許します。北村直人君。

(北村直人君登壇)

○北村直人君 私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となっております平成十五年度補正予算三案に賛成の討論を行うものであります。(拍手)

今回の補正予算につきましては、義務的経費の追加を初め、災害対策費、イラク復興支援経済協力費など、特に緊要となった事項について措置を講じるものであり、適切な補正予算であります。

以下、賛成する主な理由を申し述べます。

その第一は、追加の内容について十分に吟味した上で、緊急かつ真に必要な経費を計上していることであります。

まず、義務的経費の追加につきましては、生活保護法に基づく生活保護費負担金の十四年度精算不足額及び十五年度不足見込み額や、老人保健法に基づく老人医療給付費負担金の十四年度精算不足額及び十五年度不足見込み額、国民健康保険法に基づく国民健康保険助成費における療養給付費

等負担金の十四年度精算不足額などにつき、必要な補てんを行うなど、所要額を計上しております。

次に、災害対策費につきましては、十五年発生災害の復旧について、その早期復旧を図り、初年度の復旧進度を高めるために必要な額、及び過年度発生災害について、来年度に実施を予定していた事業の一部を本年度に繰り上げて実施するために必要な額などを災害復旧事業費及び災害関連事業費などとして計上しております。

また、イラク復興支援経済協力費につきましては、イラクの経済の復興及び開発に向けた努力を支援するため、イラク復興信託基金に対する拠出、イラクの復興を支援する国際機関に対する拠出及びイラクの行政機関等に対する経済協力を行うために必要な経費を計上しております。

さらに、刑務所などにおける収容人員の急増に伴い、収容体制の確保のため、緊急に対応すべきものとして施行する刑務所等行刑施設の整備に必要な行刑施設緊急整備費や、政府備蓄米の飼料処理などによる損失の増加を補てんするため、食糧管理特別会計法の規定により調整資金の財源を食糧管理特別会計調整勘定へ繰り入れるために必要な経費などにつき、所要の措置を講じております。

このほか、世界エイズ・結核・マラリア対策基金によるエイズなどの三大感染症対策を支援するための拠出金の支払いに必要な世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金など、特に緊要となった事項について所要の経費を計上しているものであります。

賛成の理由の第二は、財政規律の確保の面から見て評価できる点であります。

すなわち、既定経費の節減に取り組むとともに、平成十四年度に発生した決算上の剰余金も活用し、これらを追加財政需要に対する財源とした結果、十四年ぶりに国債を増発せずに編成を行っております。

なお、補正予算審議については、総理出席の質疑が十二時間にも及びました。にもかかわらず、野党が本会議に欠席されたことはまことに残念であります。(拍手)

以上、賛成する理由を申し述べ、賛成討論いたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であり、三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第四 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に承認を求めるとの件

を求めるとの件

○議長(河野洋平君) 日程第四、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に承認を求めるとの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長斉藤斗志二君。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に承認を求めるとの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(斉藤斗志二君登壇)

○斉藤斗志二君 ただいま議題となりましたイラク人道復興支援特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に承認を求めるとの件につきまして、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

イラク特別事態を受けて、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生

活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取り組みに、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与すべく、政府は、昨年十二月九日、同法に基づく対応措置に関する基本計画を閣議決定し、同月十八日に実施要項を定め、翌十九日、石破防衛庁長官が対応措置の実施を自衛隊に命じました。

本件は、これを受けて、同法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施について国会の承認を求めるものであります。

本件は、去る一月十九日本院に提出され、二十七日本院会議において趣旨の説明及びこれに対する質疑が行われた後、同日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、二十七日石破防衛庁長官から提案理由の説明を聴取し、二十九日には参考人から意見を聴取し、質疑を行うとともに、政府に対して質疑を行いました。昨三十日小泉総理大臣の出席を求めて質疑を行った後、質疑終了の動議が提出され、これを可決し、採決いたしましたところ、本件は賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。これを許します。河合正智君。

(河合正智君登壇)

○河合正智君 私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりましたイラクにおける

平成十六年一月三十一日 衆議院会議録第七号

人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に承認を求めるの件について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

初めに、本日の本会議開会に当たっては、河野衆議院議長が与野党の調整に御努力していただき、与党としても野党の意向を十分しんしゃくした最大限の譲歩案を示したにもかかわらず、これを野党側が拒否したことは、極めて遺憾と言わざるを得ません。

しかも、本会議への出席もボイコットしたことは、議会制民主主義のルールをも無視した暴挙と言わざるを得ません。(拍手)

さて、イラクへの自衛隊派遣を承認する理由を三点に絞って、簡潔に述べさせていただきます。

第一の理由として、インフラが整っていない厳しい環境下で、衣食住などを自己完結で活動できる最大の組織が自衛隊であり、かつ、ある程度の危険が存在する中でも、それを回避しつつ活動を継続できる装備と訓練を積んでいる組織であることであります。

第二は、イラクへの自衛隊派遣に際し、十分に現地の治安状況を見きわめた上、それを踏まえ、イラクの他地域に比較し治安が安定している地域を絞り込んで基本計画を閣議決定し、実施要項が決められた点であります。

第三は、自衛隊の活動は、給水や浄水、学校や病院の修復、そして食糧や医薬品の輸送など、緊

急に行うべき人道的な見地からの活動を主な任務とすることも、委員会における質疑で確認できた点であります。

最後に、一日も早いイラクの人々の生活の安定と平和が構築できるよう、総理の強靱なるリーダーシップを期待して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第五 平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第六 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第五、平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案、日程第六、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源

の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長田野瀬良太郎君。

平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案及び同報告書

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(田野瀬良太郎君登壇)

○田野瀬良太郎君 ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、平成十五年一般会計補正予算の編成に当たり、国債の発行を極力抑制するとの観点から、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を、翌々年度までに公債または借入金金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第六条第一項の規定は、平成十四年度の剰余金については適用しないこととするものであります。

次に、農業共済再保険特別会計の農業勘定にお

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に承認を求めるの件。平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案。農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案。

ける平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てらるるために積立金の歳入への繰入れに関する法律案について申し上げます。

本案は、平成十五年度において低温等による水稲、大豆等の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成十五年度の再保険金の支払い財源の不足に充てらるるため、同年度において、同勘定における積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができることとするものであります。

両案は、去る一月二十六日当委員会に付託され、同月二十八日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、日程第五につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午前零時五十二分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣	小泉純一郎君
総務大臣	麻生 太郎君
法務大臣	野沢 太三君
外務大臣	川口 順子君
財務大臣	谷垣 禎一君
文部科学大臣	河村 建夫君
厚生労働大臣	坂口 力君
農林水産大臣	亀井 善之君
経済産業大臣	中川 昭一君
国土交通大臣	石原 伸晃君
環境大臣	小池百合子君
国務大臣	井上 喜一君
国務大臣	石破 茂君
国務大臣	小野 清子君
国務大臣	金子 一義君
国務大臣	竹中 平蔵君
国務大臣	福田 康夫君
国務大臣	茂木 敏充君

○議長報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

江藤 拓君	中山 泰秀君
西田 猛君	北川 知克君
仙谷 由人君	楠田 大蔵君
中山 泰秀君	江藤 拓君
北川 知克君	西田 猛君
楠田 大蔵君	仙谷 由人君

文部科学委員

辞任

補欠

東門美津子君

横光 克彦君

予算委員

辞任

補欠

伊吹 文明君	大野 松茂君
丹羽 雄哉君	左藤 章君
高木 陽介君	大口 善徳君
大口 善徳君	高木 陽介君
大野 松茂君	伊吹 文明君
左藤 章君	丹羽 雄哉君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

辞任

補欠

西川 京子君	吉野 正芳君
達増 拓也君	松本 謙公君

赤嶺 政賢君	山口 富男君
吉野 正芳君	西川 京子君
山口 富男君	赤嶺 政賢君
松本 謙公君	達増 拓也君

(答弁書受領)

一、昨三十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員照屋寛徳君提出「秘 無期限」と記された「日米地位協定の考え方」と題する政府文書の存在と公開に関する質問に対する答弁書
衆議院議員前田雄吉君提出連鎖販売取引の規制強化に関する質問に対する答弁書

平成十六年一月二十日提出
質問 第一 号

「秘 無期限」と記された「日米地位協定の考え方」と題する政府文書の存在と公開に関する質問主意書
提出者 照屋 寛徳

「秘 無期限」と記された「日米地位協定の考え方」と題する政府文書の存在と公開に関する質問主意書

日米地位協定の全面改正を求める声は、今や沖縄県民の総意である。

日米地位協定の全面改正要求は、沖縄県だけでなく米軍基地が所在する都道府県、各政党、労働界、経済団体、法曹界などに広がり、大きな国民世論に高まった感がある。

ところが、政府は、かかる日米地位協定全面改正要求に対し、「運用の改善」で足りるとの姿勢を一貫している。「運用の改善」では不十分で限界が

あり、全面改正すべしとの切実な要求を無視するかの如き政府の態度はとても承服できない。

日米地位協定は、余りにも多くの特権・免除を在日米軍とその軍人・軍属に与えている。私は、かねてより主権・人権・環境の視点で全面的に改正すべき、と主張してきた。

ところで、琉球新報社は日米地位協定に関する政府の基本解釈となる機密文書「日米地位協定の考え方」を入手したと報じている。(平成十六年一月一日、琉球新報)

同文書(B5版、百三十二ページ)は、一九七三年四月に外務省条約局とアメリカ局が作成したもので、日米地位協定の逐条解説書とも言うべき文書である。ところが、政府はこれまで「日米地位協定の考え方」なる文書の存在を否定し、その公開を拒んできた。

琉球新報は、平成十六年一月十三日の紙面で入手した「日米地位協定の考え方」全文を掲載した。掲載された全文を読むと政府が条文の本旨を拡大解釈し、米軍に対する過剰な譲歩をなし、結果的に県民への犠牲と負担を大きくしていることが明らかである。

日米地位協定についての政府の逐条解説とも言うべき文書が作成後三十年余も秘密扱いにされるのは理由がない。今や、日米関係は主従関係ではなく対等平等であるべきだ。「日米地位協定の考え方」を公に開示することが日米間の改正交渉にも必要不可欠であり、公開は政府が国民に果たすべき説明責任と考える。政府は、一刻も早く同文書の存在を認め、全文を公表すべきである。

以下、政府の見解をたすために質問する。
一 政府は、琉球新報が平成十六年一月十三日付

朝刊紙面で、琉球新報社が入手した「秘 無期限」と記された「日米地位協定の考え方」と題する文書を全文掲載公表したことを知っているか。

二 よもや、政府は琉球新報が全文掲載した「日米地位協定の考え方」の中身について、「知らない」「初めて知った」「政府は作成に関与していない」「等」と言い逃れたり、「偽造文書だ」と弁解することはないと信ずるが、掲載公表された「日米地位協定の考え方」の中身(内容)について政府の弁明があらばお示し願いたい。

三 政府は、一九七三年四月、外務省条約局とアメリカ局が作成した「日米地位協定の考え方」と題する文書の存在を認めるか。もし、文書の存在を認めないのであればその理由を明らかにされたい。

四 「日米地位協定の考え方」と題する文書の存在を認めるのであれば、同文書を全文公表する考えはあるかどうか明らかにされたい。

五 政府は、琉球新報が平成十六年一月十三日付朝刊紙面で全文掲載した「日米地位協定の考え方」に基づいて、日米地位協定の解釈運用をなしてきた事実を認めるか。認めないのであればその理由を付して明らかにされたい。

六 琉球新報平成十六年一月十三日付朝刊紙面によると、外務省元幹部の証言として、「一九八〇年代に『日米地位協定の考え方』増補版が作成された」と述べているが、かかる増補版の存在を認めるかどうか明らかにされたい。

七 「日米地位協定の考え方」と題する文書以外に日米地位協定に関する「疑問解答集」「地位協定逐条説明」「条・条パー」と題する文書が存

在するかどうか明らかにされたい。尚、これらの文書の存在を認めるのであれば、これらの文書全文を公表する考えはあるかどうか明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一五九第一号
平成十六年一月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出「秘 無期限」と記された「日米地位協定の考え方」と題する政府文書の存在と公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出「秘 無期限」と記された「日米地位協定の考え方」と題する政府文書の存在と公開に関する質問に対する答弁書

一 について
平成十六年一月十三日付けの琉球新報の朝刊紙面で、琉球新報社が「秘 無期限」と記された「日米地位協定の考え方」と題する文書を掲載したことは、承知している。

二 について
琉球新報に掲載された「日米地位協定の考え方」と題する文書を保有しておらず、同紙に掲載された文書が政府の文書かどうかについて確認できない。

三及び四について
お尋ねの昭和四十八年四月に外務省条約局とアメリカ局が作成したとされる「日米地位協定の考え方」と題する文書は、保有していない。

政府以外の者がその文書を保有しているかどうか確認できないため、その文書が存在しているかどうかお答えすることは困難である。

五 について
琉球新報に掲載された「日米地位協定の考え方」と題する文書を保有しておらず、同紙に掲載された文書が政府の文書かどうかについて確認できない。

いづれにせよ、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)については、これまで個々の事案に応じて適切に解釈運用を行ってきた。

六 について
平成十六年一月十三日付けの琉球新報の朝刊紙面で、外務省元幹部が述べたとされている、千九百八十年代に作成された「日米地位協定の考え方」増補版に該当すると思われる文書は保有している。

七 について
お尋ねの内容からは、日米地位協定に関する「疑問解答集」、「地位協定逐条説明」及び「条・条パー」が何を指すのか必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。

平成十六年一月二十三日提出
質 問 第 五 号

連鎖販売取引の規制強化に関する質問主意書
提出者 前田 雄吉

連鎖販売取引の規制強化に関する質問主意書

一 我が国の連鎖販売業の従事者は、五百万人とも八百万人とも言われ(米国では、千三百万人との統計があるが)、大きな雇用機会の提供や社会参加の機会を与えている。とくに、社会的弱者である高齢者や障害者に就業の機会を与えていることは重要な意味があるが、我が国の産業政策上、雇用促進政策上、具体的な育成策はあるか。

二 昨今、大学生による連鎖販売取引の被害が発生し、社会問題化しているが、調査し、この業者を特定しているか。調査結果を公表すべきと思うが、どうか。業界の自主規制では、大学生を取り入れることは厳しく禁止し、審査しており、そのようなことはないが、わずかに二の心ない業者のために業界全体の発展が阻害されることに對し、どのような方策を考えているか。

三 国民生活センターへの苦情・相談件数が増えているにもかかわらず、警察当局の悪質業者に對する摘発が極端に少ないことが問題になっている。法的に対応がむずかしいとの指摘もあるが、法改正が必要と考えるか。あればどのようなか。

四 今後、一部の悪質業者によって、業界全体のイメージ・健全性がそこなわれることのないように、自主規制ルールを強化し、国民に広く知らしめる必要があると思うが、どうか。

内閣衆質一五九第五号

平成十六年一月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員前田雄吉君提出連鎖販売取引の規制強化に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員前田雄吉君提出連鎖販売取引の規制強化に関する質問に對する答弁書

一について

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「特定商取引法」という。)第三十三条に規定する連鎖販売取引については、いわゆるマルチ商法に起因するトラブルの多発に對応するため、特定商取引法において、連鎖販売業者等に對し、書面交付により事業の概要及び契約の内容を明らかにすることが義務付けられ、不実告知等不公正な勧誘行為が禁じられる等の措置が講じられている。これらの措置は、連鎖販売取引を公正にし、また、その取引の相手方が受けることのある損害の防止を図ることにより、取引の相手方の利益を保護し、併せて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与するものであると考えている。

二について

独立行政法人国民生活センター及び全国の消費生活センターに寄せられている大学生等を対象とした連鎖販売取引等に係る苦情相談の件数については、近時、増加しているものと承知している。政府としては、その状況について必要

な情報の収集を行うとともに、これに基づき情報提供や注意喚起に努めている。ただし、事業者名を含め個別事業者の取締りに向けた調査の状況に係る情報については、その性格上、公表することは適切ではないと考えている。

また、事業者団体の自主規制としては、団法人日本訪問販売協会が連鎖販売取引に係る自主行動基準を定めているが、当該自主行動基準は同協会の構成員以外の事業者には効果が及ばない。

このような状況も踏まえ、昨年から、産業構造審議会消費経済部会特定商取引小委員会及び同審議会割賦販売分科会割賦取引小委員会(以下「両小委員会」という。)において、連鎖販売取引等の特定商取引について取引の公正の確保等の観点から、特定商取引法及び割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の改正について審議が行われており、政府としては、その審議結果を踏まえ、具体的な法律改正案を検討していく予定である。

三について

連鎖販売取引等の特定商取引に係る取引の公正の確保等のためには、法律違反行為の厳正な取締りが重要であり、また、それとともに、トラブルを防止し救済を容易化するための民事ルールの機能を強化する必要がある等の観点に立つて、昨年から、両小委員会において、特定商取引法及び割賦販売法の改正について審議が行われており、政府としては、その審議結果を踏まえ、具体的な法律改正案を検討していく予定である。

なお、警察においては、連鎖販売取引について、特定商取引法、刑法(明治四十年法律第四

十五号)等の罰則規定に該当する行為の積極的な取締りを行っているところであると承知している。

四について

事業者団体が取引の公正の確保のために適切な自主規制のための基準を策定し、又はより適切な内容に改正すること、その内容を国民に周知すること及びその構成員が当該基準を遵守することについては、当該基準の効果は当該団体の構成員にしか及ばないものの、取引の公正の確保に資する一定の意義はあるものと考えている。

(答弁通知書受領)

一、昨三十日、内閣から、衆議院議員首藤信彦君提出イラク国において銃撃され死亡した二名の外交官に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年二月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、昨三十日、内閣から、衆議院議員東門美津子君提出米軍基地に係る沖縄の負担軽減に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

平成十五年度一般会計補正予算(第1号)

右国会に提出する。

平成十六年一月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成15年度一般会計補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 既定の平成15年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「[甲号歳入歳出予算補正]」に掲げるとおりとする。

区 分	平成15年度歳入 立予算額(千円)	補 正 額		改平成15年度 予 算 額(千円)
		追 加 額(千円)	修正減少額(千円)	
歳 入	81,789,077,666	856,972,122	△ 706,480,889	150,491,233
歳 出	81,789,077,666	1,422,122,182	△ 1,271,630,949	150,491,233
				81,939,568,899

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「[丙号繰越明許費補正]」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第15条第1項の規定により平成15年度において国が債務を負担する行為の追加は、「[丁号国庫債務負担行為補正]」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金現在の高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第5条 平成15年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「[財政法]第4条第1項ただし書の規定により平成15年度において公債を発行することができる限度額[6,420,000,000千円]を[6,693,000,000千円]に改める。

2 平成15年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「平成15年度における公債の発行の特例に関する法律」第2条第1項の規定により公債を発行することができる限度額[30,025,000,000千円]を[29,752,000,000千円]に改める。

甲号 歳入歳出予算補正
歳 入

主 管	部	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
法 務 省	雑 収 入	諸 収 入	雑 収 入	0	△ 1,003,084	△ 1,003,084
				0	△ 1,003,084	△ 1,003,084
外 務 省	雑 収 入	諸 収 入	雑 収 入	6,288,819	0	6,288,819
				6,288,819	0	6,288,819
				6,288,819	0	6,288,819
財 務 省	政府資産整理収入	回 収 金 等 収 入	政府出資回収金収入	35,459,141	0	35,459,141
				35,459,141	0	35,459,141
	雑 収 入			128,501,112	△ 432,383,274	△ 303,882,162

經 済 産 業 省	雑 収 入	諸 収 入	雑 入	922,838	0	12,596,827	
				12,596,827	0	12,596,827	
				12,596,827	0	12,596,827	
				83,974	0	83,974	
				83,974	0	83,974	
国 土 交 通 省	政府資産整理収入	回 収 金 等 収 入	貸付金等回収金収入	83,974	0	83,974	
				8,473,052	△	8,404,495	
				8,473,052	△	8,404,495	
				8,172,793	△	8,134,706	
				300,259	△	269,789	
			雑 計	8,557,026	△	8,488,469	
歳 入 補 正 額 総 計				856,972,122	△	706,480,889	150,491,233

所 管	組 織	項 目	補 正 額		差 引	額 (千円)
			追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)		
国 会	衆 議 院	衆 議 院 設 院 費 計 参 議 院 設 院 費 計 国立国会図書館 国立国会図書館施設費 計 裁判官訴訟委員会 裁判官弾劾裁判所 計	0	△ 1,328,998	△	1,328,998
			0	△ 2,662	△	2,662
			0	△ 1,331,660	△	1,331,660
			0	△ 1,783,333	△	1,783,333
			0	△ 2,517	△	2,517
			0	△ 1,785,850	△	1,785,850
			0	△ 932,431	△	932,431
			0	△ 2,774	△	2,774
			0	△ 935,205	△	935,205
			0	△ 6,325	△	6,325
			0	△ 8,163	△	8,163
			0	△ 4,067,203	△	4,067,203

[illegible]

官報 (号外)

沖繩教育振興事業費 沖繩保健衛生諸費 沖繩農業振興費 沖繩開發事業指導監督費 沖繩開發事業費 沖繩社會総合研究所 計 北方対策本部 國際平和協力本部 沖繩総合事務局 沖繩治水事業工事諸費 沖繩道路事業工事諸費 沖繩港灣空港整備事業工事諸費 沖繩道路環境整備事業工事諸費 沖繩都市公園事業工事諸費 沖繩農業生産基盤整備事業工事諸費 計 宮内庁 宮正取引委員会 警察廳 千葉県警察新東京国際空港警備隊費 科学警察研究所 皇宮警察本部 警察施設費 都道府県警察費補助 改革推進公共投資事業清算金 計	0	△	10,071	△	10,071
	0	△	4,663	△	4,663
	0	△	7,072	△	7,072
	0	△	9,546	△	9,546
	0	△	1,384	△	1,384
	0	△	229,451	△	229,451
	193,006	△	12,092,211	△	11,899,205
	0	△	68,777	△	68,777
	0	△	40,780	△	40,780
	0	△	298,888	△	298,888
	0	△	24,443	△	24,443
	0	△	40,878	△	40,878
	0	△	28,122	△	28,122
	0	△	11,395	△	11,395
	0	△	14,599	△	14,599
	0	△	86,310	△	86,310
宮内庁 宮正取引委員会 警察廳 千葉県警察新東京国際空港警備隊費 科学警察研究所 皇宮警察本部 警察施設費 都道府県警察費補助 改革推進公共投資事業清算金 計	0	△	504,635	△	504,635
	0	△	404,359	△	404,359
	0	△	289,153	△	289,153
	0	△	5,743,464	△	5,743,464
	0	△	221,433	△	221,433
	0	△	137,011	△	137,011
	0	△	275,874	△	275,874
	0	△	61,848	△	61,848
	0	△	28,639	△	28,639
	14,953	△	0	△	14,953
	14,953	△	6,468,269	△	6,453,316
	14,953	△	6,453,316	△	6,453,316
	14,953	△	6,453,316	△	6,453,316
	14,953	△	6,453,316	△	6,453,316
	14,953	△	6,453,316	△	6,453,316
	14,953	△	6,453,316	△	6,453,316

法 務 省	法 務 省 管 省	国勢調査費	0	△	19,457	△	19,457
		計	14,770,315	△	6,461,091		8,309,224
		日本学術会議	0	△	87,191	△	87,191
		日 本 学 術 評 価 局	0	△	454,252	△	454,252
		管 区 行 政 通 信 局	0	△	319,846	△	319,846
		電波利用料財源電波監視等実 施費	0	△	63,190	△	63,190
		計	0	△	383,036	△	383,036
		公 害 等 調 整 委 員 会	0	△	36,326	△	36,326
		防 災 施 設 等 整 備 費	0	△	407,596	△	407,596
		消 防 防 災 施 設 等 整 備 費	0	△	666,740	△	666,740
		計	0	△	1,074,336	△	1,074,336
		補正額合計	14,770,315	△	8,496,232		6,274,083
		登記事務費	0	△	1,952,739	△	1,952,739
		訟務費	0	△	1,964,401	△	1,964,401
		外国人登録事務費	0	△	48,230	△	48,230
法務省施設費	34,956,368	△	128,345	△	128,345		
人権委員会	0	△	31,842		34,924,526		
計	34,956,368	△	331,120	△	331,120		
法務総合研究所	0	△	4,456,677		30,499,691		
国連犯罪防止アジア地域研修 協力費	0	△	125,228	△	125,228		
計	0	△	20,003	△	20,003		
検 察 官 署	0	△	145,231	△	145,231		
検 査 官 署	0	△	2,949,320	△	2,949,320		
計	0	△	266,240	△	266,240		
矯 正 官 署	0	△	3,215,560	△	3,215,560		
矯 正 官 署	0	△	4,297,594	△	4,297,594		
計	0	△	70,032	△	70,032		
計	0	△	4,367,626	△	4,367,626		

文 部 科 学 省	文 部 科 学 省 本 省 管	公務員宿舍施設費	0	△	29,243	△	29,243	
		政 府 出 資	59,200,000		0		59,200,000	
		經 濟 協 力 費	0	△	211,750	△	211,750	
		予 備 費	0	△	100,000,000	△	100,000,000	
		計	65,006,562	△	823,997,899	△	758,991,337	
		財 務 局 関	0	△	1,926,716	△	1,926,716	
		財 務 局 関	0	△	2,835,184	△	2,835,184	
		税 務 官 署	0	△	21,428,188	△	21,428,188	
		税 務 官 署	0	△	255,176	△	255,176	
		税 務 官 署	0	△	21,683,364	△	21,683,364	
		税 務 官 署	0	△	850,443,163	△	785,436,601	
		計	65,006,562	△	4,139,330	△	4,139,330	
		補 正 額 合 計	0	△	98	△	98	
		文 部 科 学 省 本 省 管	0	△	7,000	△	7,000	
		文 部 科 学 省 本 省 管	0	△	16,513	△	16,513	
		文 部 科 学 省 本 省 管	0	△	1,169,355	△	1,169,355	
		文 部 科 学 省 本 省 管	0	△	45,835,645	△	45,835,645	
文 部 科 学 省	文 部 科 学 省 本 省 管	義務教育費国庫負担金	0	△	3,469,232	△	3,469,232	
		義務教育費国庫負担金	0	△	144,091	△	144,091	
		公立文庫施設災害復旧費	1,336,911		0		1,336,911	
		育 英 事 業 費	444,789		0		444,789	
		私立学校助成費	0	△	5,685,012	△	5,685,012	
		科学技術振興費	0	△	33,119,002	△	33,119,002	
		科学技術振興費	0	△	2,827,500	△	2,827,500	
		科学技術振興費	0	△	76,671	△	76,671	
		放射能調査研究費	0	△	3,917,541	△	3,917,541	
		原子力平和利用研究促進費	0	△	4,263	△	4,263	
		南 極 地 域 観 測 事 業 費	0	△				

厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省所管補正額合計	海洋開発及地球科学技術調査研究促進費	0	△	1,510,276	△	1,510,276	
			独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	0	△	5,251	△	5,251	
			原子力試験研究費	0	△	142,478	△	142,478	
			スポーツ振興費	0	△	900,750	△	900,750	
			国立学校運営費	0	△	53,093,947	△	53,093,947	
			国立学校施設費	0	△	144,594	△	144,594	
			国立学校船舶建造費	0	△	1,030	△	1,030	
			計	1,781,700	△	156,209,579	△	154,427,879	
			文部科学本省所轄研究所	0	△	287,857	△	287,857	
			文部科学本省所轄研究所施設費	0	△	307	△	307	
			日本学士院	0	△	24,194	△	24,194	
			計	0	△	312,358	△	312,358	
			文化庁	0	△	421,427	△	421,427	
			文化庁施設費	0	△	16,645	△	16,645	
			文化推進公共投資事業清算金	30		0		30	
			文化振興費	0	△	3,266,964	△	3,266,964	
			文化財保存事業費	0	△	256,419	△	256,419	
			文化財保存施設整備費	0	△	21,266	△	21,266	
			日本芸術院	0	△	6,700	△	6,700	
			計	30	△	3,989,421	△	3,989,391	
厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	文部科学本省所管補正額合計	1,781,730	△	160,511,358	△	158,729,628	
			厚生労働本省	0	△	4,275,288	△	4,275,288	
			改革推進公共投資事業清算金	4,756		0		4,756	
			厚生労働統計調査費	0	△	262,378	△	262,378	
			科学学研究所費	0	△	3,464,283	△	3,464,283	
厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	保健衛生諸費	0	△	2,406,651	△	2,406,651	
			原爆障害対策費	0	△	35,127	△	35,127	

国立病院及療養所経営費	9,096,225	△	11,489,322	△	2,393,097
国立病院及療養所施設費	0	△	197,899	△	197,899
職業転換対策事業費	0	△	876,349	△	876,349
社会福祉諸費	4,748,317	△	23,678		4,724,639
児童保護費	33,171,114	△	12,040,803		21,130,311
児童扶養手当給付諸費	39,841,528		0		39,841,528
婦人保護費	0	△	35,004	△	35,004
児童手当国庫負担金	3,100,597	△	84,009		3,016,588
生活保護費	289,195,845	△	656,995		288,538,850
災害救助等諸費	215,000		0		215,000
遺族及留守家族等援護費	0	△	141,420	△	141,420
身体障害者保護費	0	△	671,860	△	671,860
特別児童扶養手当等給付諸費	0	△	16,532	△	16,532
精神保健費	13,513,846	△	450,472		13,063,374
老人福祉費	0	△	1,373,610	△	1,373,610
介護保険推進費	0	△	381,736	△	381,736
老人医療・介護保険給付諸費	225,473,891		0		225,473,891
国民健康保険助成費	113,561,386	△	151,846		113,409,540
農業者年金実施費	0	△	8,099	△	8,099
厚生年金基金連合会等助成費	0	△	28,135	△	28,135
国民年金基金等助成費	0	△	38,501	△	38,501
社会保険国庫負担金	0	△	2,570,549	△	2,570,549
国民年金国庫負担金	0	△	2,899,919	△	2,899,919
計	731,922,505	△	44,580,465		687,342,040
検疫所施設費	0	△	328,404	△	328,404
検疫所施設費	0	△	88	△	88
計	374	△	328,492	△	374
国立ハンセン病療養所	0	△	892,965	△	892,965

(外) 号 解 明

農 林 水 産 省	農 林 水 産 省	農 林 水 産 省 所 管 補 正 額 合 計	国立ハンセン病療養所施設費 計	0	△	9,176	△	9,176	
			厚生労働本省試験研究機関	0	△	902,141	△	902,141	
			厚生労働本省試験研究所	0	△	699,884	△	699,884	
			血清等製造及検定費	0	△	40,024	△	40,024	
			厚生労働本省試験研究所施設費	0	△	14,711	△	14,711	
			改革推進公共投資事業清算金 計	1		0		1	
			国立更生援護所運営費	1	△	754,619	△	754,618	
			国立更生援護所施設費	0	△	293,566	△	293,566	
			計	0	△	3,213	△	3,213	
			地方厚生局	0	△	296,779	△	296,779	
			地方厚生局	0	△	199,850	△	199,850	
			都道府県労働局	0	△	2,786,661	△	2,786,661	
			都道府県労働局施設費	0	△	8,632	△	8,632	
			厚生労働統計調査費	0	△	3,346	△	3,346	
			計	0	△	2,798,639	△	2,798,639	
			中央労働委員会	0	△	104,432	△	104,432	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 省	農 林 水 産 省 所 管 補 正 額 合 計	中央労働委員会 厚生労働省所管補正額合計	731,922,880	△	49,965,417		681,957,463	
			農林水産本省	0	△	2,120,814	△	2,120,814	
			農林水産本省施設費	0	△	5,658	△	5,658	
			改革推進公共投資事業清算金	61		0		61	
			農林漁業統計情報費	0	△	686,802	△	686,802	
			総合食料対策費	1,561,372	△	491,257		1,070,115	
			主要食糧需給安定費	54,147,000		0		54,147,000	
			農業生産振興費	852,944	△	753,354		99,590	
			水田農業経営確立対策費	17,176,690	△	16,672		17,160,018	
			国産大豆生産安定対策費	3,312,447	△	26,057		3,286,390	
			糖価調整等対策費	0	△	27,159	△	27,159	

農 林 水 産 技 術 会 議 農 林 水 産 本 省 檢 査 指 導 機 関 計 農 林 水 産 本 省 檢 査 指 導 所 農 林 水 産 本 省 檢 査 指 導 所 施 設 費 計 農 林 水 産 技 術 会 議 農 林 水 産 業 技 術 振 興 費 農 林 水 産 業 技 術 振 興 施 設 費 農 林 水 産 業 技 術 振 興 施 設 費 改 革 推 進 公 共 投 資 事 業 清 算 金 計 地 方 農 政 局 地 方 農 政 局 施 設 費 海 岸 事 業 工 事 諸 費 地 寸 べ り 対 策 事 業 工 事 諸 費 農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 等 工 事 諸 費 計	牛 肉 等 関 稅 財 源 畜 産 振 興 費	0	△	614,569	△	614,569	
	農 業 經 営 対 策 費	0	△	1,228,143	△	1,228,143	
	農 業 者 年 金 等 実 施 費	0	△	61,030	△	61,030	
	農 林 漁 業 金 融 費	0	△	13,869,785	△	13,869,785	
	農 業 保 險 費	200,293	△	163,026		37,267	
	農 村 振 興 費	0	△	751,546	△	751,546	
	風 水 害 等 対 策 費	138,327		0		138,327	
	農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業 等 指 導 監 督 費	0	△	38,386	△	38,386	
	農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業 費	0	△	775,670	△	775,670	
	農 地 等 保 全 管 理 事 業 費	0	△	142,637	△	142,637	
	農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	21,986,636		0		21,986,636	
	農 林 水 産 政 策 研 究 所	0	△	49,052	△	49,052	
	計	99,375,770	△	21,821,617		77,554,153	
	農 林 水 産 本 省 檢 査 指 導 所	0	△	426,576	△	426,576	
	農 林 水 産 本 省 檢 査 指 導 所 施 設 費	0	△	3,297	△	3,297	
	計	0	△	429,873	△	429,873	
	農 林 水 産 技 術 会 議	0	△	92,448	△	92,448	
	農 林 水 産 業 技 術 振 興 費	0	△	1,319,367	△	1,319,367	
	農 林 水 産 業 技 術 振 興 施 設 費	0	△	2,915	△	2,915	
	改 革 推 進 公 共 投 資 事 業 清 算 金	3,358		0		3,358	
	計	3,358	△	1,414,730	△	1,411,372	
	地 方 農 政 局	0	△	3,149,217	△	3,149,217	
	地 方 農 政 局 施 設 費	0	△	1,788	△	1,788	
	海 岸 事 業 工 事 諸 費	0	△	27,184	△	27,184	
	地 寸 べ り 対 策 事 業 工 事 諸 費	0	△	42,205	△	42,205	
	農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 等 工 事 諸 費	0	△	6	△	6	
	計	0	△	3,220,400	△	3,220,400	

国土交通省	国土交通省	中小商工業等統計調査費	0	△	217,458	△	217,458
		経済協力費	0	△	1,110,840	△	1,110,840
		産業技術振興費	0	△	2,320,208	△	2,320,208
		中小企業新技術等振興費	0	△	340,908	△	340,908
		工ネルギー技術振興費	0	△	306	△	306
		製造産業対策費	0	△	384,024	△	384,024
		情報処理振興対策費	0	△	387,101	△	387,101
		計	0	△	10,187,687	△	10,187,687
		経済産業局	0	△	708,135	△	708,135
		商工統計調査費	0	△	32,526	△	32,526
		工ネルギー対策費	0	△	13,921	△	13,921
		原子力安全等対策費	0	△	8,998	△	8,998
		計	0	△	763,580	△	763,580
		資源工ネルギー庁	0	△	100,631	△	100,631
		工ネルギー対策費	0	△	30,378	△	30,378
		地下資源対策費	0	△	331,093	△	331,093
		計	0	△	462,102	△	462,102
		原子力安全・保安院	0	△	88,269	△	88,269
		原子力安全等対策費	0	△	48,575	△	48,575
		鉱山保安監督署	0	△	81,758	△	81,758
計	0	△	218,602	△	218,602		
中小企業対策費	0	△	76,989	△	76,989		
中小企業対策費	25,311,000	△	10,662,158		14,648,842		
計	25,311,000	△	10,739,147		14,571,853		
経済産業省所管補正額合計	25,311,000	△	22,371,118		2,939,882		
国土交通本省	80,138,311	△	5,725,132		74,413,179		
国土交通本省施設費	0	△	93	△	93		
国土交通本省事業清算金	74,544		0		74,544		
地域活性化施策推進費	0	△	150,000	△	150,000		

官庁営繕費	0	△	45,890	△	45,890	
民間資金等活用官庁営繕費	0	△	18,844	△	18,844	
運輸施設整備事業団等助成費	178,156	△	101,245		76,911	
観光事業費	0	△	31,940	△	31,940	
新全国総合開発計画推進調査費	0	△	33,000	△	33,000	
地域戦略プログラムの調整費	0	△	60,000	△	60,000	
国土調査費	0	△	72,094	△	72,094	
小笠原諸島振興開発事業費	0	△	2,419	△	2,419	
河川管理費	0	△	59,593	△	59,593	
北海道開発計画費	0	△	60,934	△	60,934	
国土交通事業指導監督費	0	△	178,038	△	178,038	
治水事業費	0	△	2,144,547	△	2,144,547	
海岸事業工事諸費	0	△	71,673	△	71,673	
道路整備事業費	0	△	1,918,976	△	1,918,976	
港湾事業費	0	△	517,316	△	517,316	
空港整備事業費	0	△	169,919	△	169,919	
住宅対策諸費	0	△	696,754	△	696,754	
都市環境整備事業費	0	△	267,995	△	267,995	
河川等災害復旧事業費	123,347,868		0		123,347,868	
河川等災害復旧事業等工事諸費	186,613	△	58,197		128,416	
河川等災害関連事業費	14,654,000		0		14,654,000	
離島振興事業費	0	△	41,434	△	41,434	
北海道治山事業費	0	△	14,774	△	14,774	
北海道空港整備事業費	0	△	3,784	△	3,784	
計	218,579,492	△	12,444,591		206,134,901	
国土技術政策総合研究所	0	△	154,992	△	154,992	

国土地理院	国土技術政策総合研究所施設費	0	△	59	△	59	
	計	0	△	155,051	△	155,051	
	国土地理院	0	△	646,837	△	646,837	
	改革推進公共投資事業清算金	1		0		1	
	計	1	△	646,837	△	646,836	
	地方整備局	0	△	712,138	△	712,138	
	都市公園事業工事諸費	0	△	64,466	△	64,466	
	道路災害復旧事業工事諸費	0	△	22	△	22	
	計	0	△	776,626	△	776,626	
	北海道開発局	0	△	270,870	△	270,870	
北海道開発局	改革推進公共投資事業清算金	5		0		5	
	北海道治水海岸事業工事諸費	0	△	333,837	△	333,837	
	北海道道路事業工事諸費	0	△	711,306	△	711,306	
	北海道港湾空港整備事業工事諸費	0	△	241,815	△	241,815	
	北海道都市環境整備事業工事諸費	0	△	43,084	△	43,084	
	北海道都市公園事業工事諸費	0	△	6,394	△	6,394	
	北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	0	△	327,101	△	327,101	
	北海道水産基盤整備事業工事諸費	0	△	27,156	△	27,156	
	北海道災害復旧事業等工事諸費	577,926	△	1,062		576,864	
	計	577,931	△	1,962,625	△	1,384,694	
地方運輸局	地方運輸局	0	△	902,714	△	902,714	
	地方航空局	0	△	120,102	△	120,102	
	地方船舶局	0	△	29,161	△	29,161	
	地方労働委員会	0	△	1,755,826	△	1,755,826	
	地方労働委員会	0	△	65,274	△	65,274	
地方労働委員会	地方労働委員会	0	△	1,755,826	△	1,755,826	
	地方労働委員会	0	△	65,274	△	65,274	
	地方労働委員会	0	△	1,755,826	△	1,755,826	
	地方労働委員会	0	△	65,274	△	65,274	
	地方労働委員会	0	△	1,755,826	△	1,755,826	

官 報 (号 外)

環 境 省	海 上 保 安 庁	気 象 官 署 施 設 費	0	△	1,127	△	1,127	
		改革推進公共投資事業清算金	1,354		0		1,354	
		気 象 研 究 所	0	△	119,703	△	119,703	
		計	1,354	△	1,941,930	△	1,940,576	
		海 上 保 安 官 署	4,111,595	△	5,393,646	△	1,282,051	
		海上保安官署施設費	0	△	1,313	△	1,313	
		船舶建造費	0	△	6,471	△	6,471	
		改革推進公共投資事業清算金	975		0		975	
		航路標識整備事業工事諸費	0	△	60,700	△	60,700	
		計	4,112,570	△	5,462,130	△	1,349,560	
		海 難 審 判 庁	0	△	82,712	△	82,712	
		海 難 審 判 省 所 管 補 正 額 合 計	223,271,348	△	24,524,479		198,746,869	
		環 境 省 施 設 費	0	△	1,096,959	△	1,096,959	
		改革推進公共投資事業清算金	247,189		0		247,189	
		廃棄物処理等科学研究費	0	△	86,250	△	86,250	
		廃棄物処理事業災害対策費	1,036,000		0		1,036,000	
環 境 省	環 境 省	地球環境保全等試験研究費	0	△	150,029	△	150,029	
		環境研究総合推進費	0	△	279,750	△	279,750	
		公害防止等調査研究費	0	△	269,998	△	269,998	
		自然公園等管理費	0	△	115,044	△	115,044	
		環境保全施設整備費	0	△	1,049	△	1,049	
		自然公園等事業工事諸費	0	△	40,626	△	40,626	
		国立水保病総合研究センター	0	△	13,164	△	13,164	
		環境調査研究所	0	△	55,851	△	55,851	
		環境調査研究所施設費	0	△	406	△	406	
		計	1,283,189	△	2,109,316	△	826,127	
		歳 出 補 正 額 総 計	1,422,122,182	△	1,271,630,949		150,491,233	

丙号 繰越明許費補正

所	管	組	織	事	項	所	管	組	織	事	項
総務省	総務省	総務省	本省	(項)	老朽化化学兵器廃棄処理事業費	国土交通省	国土交通省	国土交通省	(項)	国土交通本省のうち	
農林水産省	農林水産省	農林水産省	本省	(項)	風水害等対策費					埠頭保安設備整備費補助金	

丁号 国庫債務負担行為補正

所	管	組	織	事	項	限	度	額	行	為	年	度	国	庫	の	負	担	度	事	由
						(千円)														
農林水産省	農林水産省	農林水産本省	海岸保全施設整備事業費補助			160,000	平成15年度	平成16年度												海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			かんがい排水事業費補助			2,142,000	平成15年度	平成16年度												かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			経営体育成基盤整備事業費補助			2,646,000	平成15年度	平成16年度												経営体育成基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			諸土地改良事業費補助			60,000	平成15年度	平成16年度												諸土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			畑地帯総合農地整備事業費補助			1,840,000	平成15年度	平成16年度												畑地帯総合農地整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			農道整備事業費補助			2,013,000	平成15年度	平成16年度												農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			農業集落排水事業費補助			1,151,000	平成15年度	平成16年度												農業集落排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			農村総合整備事業費補助			1,394,000	平成15年度	平成16年度												農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

[illegible]

国 土 交 通 省	水産資源環境整備事業費補助	398,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	水産資源環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	漁村総合整備事業費補助	220,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	漁村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	急傾斜地崩壊対策事業費補助	1,210,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	急傾斜地崩壊対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	雪崩対策事業費補助	151,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	雪崩対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	直轄海岸保全施設整備事業	1,910,000	平成 15 年 度	平成 15 年度及び平成 16 年度	横須賀港海岸及び下新川海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事に、多くの日数を要するため
	既定	700,000	同	平成 16 年 度	
	追加	2,610,000	—	—	
	改定				
	海岸保全施設整備事業費補助	1,525,000	平成 15 年 度	平成 15 年度及び平成 16 年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	既定	1,532,500	同	平成 16 年 度	
国 土 交 通 本 省	追	3,057,500	—	—	
	改定				
	追加				
	海岸環境整備事業費補助	206,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	住宅宅地関連公共施設等総合整備事業費補助	946,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	住宅宅地関連公共施設等総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

市街地再開発事業費補助	616,000	平成15年度	平成16年度	市街地再開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国営公園整備				
既 定	4,505,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	国営昭和記念公園の施設の整備には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	413,000 4,918,000	同 —	平成16年度 —	
都市公園事業費補助				
既 定	9,000,000	平成15年度	平成16年度以降4箇年度以内	都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	3,641,000 12,641,000	同 —	平成16年度 —	
下水道事業費補助				
既 定	78,920,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	16,816,000 95,736,000	同 —	平成16年度 —	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島海岸事業費補助	329,500	平成15年度	平成16年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島水産基盤整備事業費補助	979,000	平成15年度	平成16年度	
農林漁業用揮発油税財源身替離島農道整備事業費補助	31,000	平成15年度	平成16年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道急傾斜地崩壊対策事業費補助	140,000	平成15年度	平成16年度	急傾斜地崩壊対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

北海道直轄海岸保全施設整備事業	190,000	平成 15 年度	平成 16 年度	胆振海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するため
北海道海岸保全施設整備事業費補助				
既 定	165,000	平成 15 年度	平成 15 年度及び平成 16 年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	525,800 690,800	同 ー	平成 16 年度 ー	
北海道海岸環境整備事業費補助	33,000	平成 15 年度	平成 16 年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道住宅宅地関連連公共施設等総合整備事業費補助	481,000	平成 15 年度	平成 16 年度	住宅宅地関連公共施設等総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道国営公園整備	250,000	平成 15 年度	平成 16 年度	滝野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するため都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道都市公園事業費補助	991,000	平成 15 年度	平成 16 年度	
北海道下水道事業費補助				
既 定	1,011,000	平成 15 年度	平成 15 年度及び平成 16 年度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	6,007,000 7,018,000	同 ー	平成 16 年度 ー	
北海道経営体育成基盤整備事業費補助	1,428,000	平成 15 年度	平成 16 年度	経営体育成基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道畑地帯総合農地整備事業費補助	672,000	平成 15 年度	平成 16 年度	畑地帯総合農地整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

北海道農道整備事業費補助	261,000	平成 15 年度	平成 16 年度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道農業集落排水事業費補助	36,000	平成 15 年度	平成 16 年度	農業集落排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道農村総合整備事業費補助	350,000	平成 15 年度	平成 16 年度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道農村振興整備事業費補助	31,000	平成 15 年度	平成 16 年度	農村振興整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道中山間総合整備事業費補助	86,000	平成 15 年度	平成 16 年度	中山間総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道農地防災事業費補助	30,000	平成 15 年度	平成 16 年度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道農地保全事業費補助	50,000	平成 15 年度	平成 16 年度	農地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道森林環境保全整備事業費補助	303,000	平成 15 年度	平成 16 年度	森林環境保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道森林居住環境整備事業費補助	498,000	平成 15 年度	平成 16 年度	森林居住環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道直轄特定漁港漁場整備事業	1,150,000	平成 15 年度	平成 16 年度	宇登呂漁港ほか 3 漁港の特定漁港漁場整備事業には、多くの日数を要するため
北海道水産基盤整備事業費補助	1,244,000	平成 15 年度	平成 16 年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道整備事業費補助	126,000	平成 15 年度	平成 16 年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

平成十五年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、歳出面において、義務的経費の追加をはじめ、災害対策費、イラク復興支援経済協力費等特に緊要となつた事項等について措置を講ずる一方、既定経費の節減及び予備費の減額を行っている。歳入面においては、前年度剰余金受入を計上するほか、その他収入の減収を見込み、公債金については、「財政法」(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定に基づく公債の増発を行うこととしているが、他方、「平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律」(平成十五年法律第十八号)に基づく公債を減額するなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成十五年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入	
当初	八一、七八九、〇七八百万円
補正	一五〇、四九一百万円
計	八一、九三九、五六九百万円
歳出	
当初	八一、七八九、〇七八百万円
補正	一五〇、四九一百万円
計	八一、九三九、五六九百万円
一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)	
歳入	
1 政府資産整理収入	三五、五四三百万円
2 雑収入	二七二、四五五百万円
3 公債金	二七三、〇〇〇百万円
公債金	二七三、〇〇〇百万円
特例公債金	△ 二七三、〇〇〇百万円
4 前年度剰余金受入	三八七、四〇三百万円
計	一五〇、四九一百万円

歳出

1 義務的経費の追加	七二七、八五八百万円
2 災害対策費	二一五、六一六百万円
3 イラク復興支援経済協力費	一一八、八〇〇百万円
4 中小企業総合事業団信用保険部門出資金	五九、二〇〇百万円
5 中小企業金融公庫補給金	二五、三一一百万円
6 自動車損害賠償保障事業特別会計へ繰入	五六、九二六百万円
7 食糧管理特別会計へ繰入	五四、一四七百万円
8 国際分担金及び拠出金	四〇、二四四百万円
9 行刑施設緊急整備費	三四、九五六百万円
10 改正SOLAS条約関係緊急保安対策費	二三、二二二百万円
11 水田農業経営確立対策費	一七、一七七百万円
12 SACO関係経費	一三、二〇〇百万円
13 その他の経費	四五、四七五百万円
14 既定経費の節減	△ 一、一七一、六三一百万円
15 予備費の減額	△ 一〇〇、〇〇〇百万円
計	一五〇、四九一百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十六年一月三十日

予算委員長 笹川 堯

衆議院議長 河野 洋平殿

平成十五年度特別会計補正予算(特第1号)

右

国会に提出する。

平成十六年一月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成15年度特別会計補正予算
予算総則 補正

第1条 次に掲げる各特別会計の平成15年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

法務省所管
財務省所管
文部科学省所管
厚生労働省所管

農林水産省所管

国土交通省所管

登記
国債整理基金
国産業立学資
国厚生保校
船舶員保院
国立病險
国民年理
食糧管金
農業共済保
漁船再保険及漁業共済保
国営林野事業
国土改良事業
自動車損害賠償保障事業
道路整備
治湾整備
港自動車検査登録
空港整備

第2条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成15年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。
第3条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。
第4条 平成15年度特別会計予算総則第11条の各特別会計の借入金の限度額の表中

甲号 歳入歳出予算補正

所管	特別会計	款	項
法務省	登記	他会計より受入	一般会計より受入

国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第5条第2項並びに「国有林野事業の改革のための特別措置法」第18条第2項及び第19条第2項	国有林野事業勘定	162,600,000千円
--------	--	----------	---------------

国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第5条第2項並びに「国有林野事業の改革のための特別措置法」第18条第2項及び第19条第2項	国有林野事業勘定	164,115,000千円
--------	--	----------	---------------

を改める。

第5条 平成15年度特別会計予算総則第12条第1項の各特別会計の一時借入金等の最高額の表中

外国為替資金	「外国為替資金特別会計法」第4条第2項	79,000,000,000千円
--------	---------------------	------------------

を

外国為替資金	「外国為替資金特別会計法」第4条第2項	100,000,000,000千円
--------	---------------------	-------------------

に改める。

第6条 平成15年度特別会計予算総則第13条第1項に定める国有林野事業特別会計の給与準則の適用を受ける職員に対して支給する給与の総額「37,274,286千円」を「36,826,737千円」に改める。

第7条 平成15年度特別会計予算総則第15条の各特別会計の予算の移用の第2表中

国有林野事業	治山	各	項
--------	----	---	---

を

国有林野事業	治山	改革推進公共投資事業清算金産業投資特別会計へ繰入の項を除く各項
--------	----	---------------------------------

に改める。

項	補正額			
	追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
0	△ 1,964,401	△ 1,964,401	△ 1,964,401	△ 1,964,401

財 務 省	出 入	歳 出	歳 入	補 正 額	費 用	0	△	4,221,131	△	4,221,131
国 債 整 理 基 金	入	歳 出	歳 入	補 正 額	費 用	0	△	4,221,131	△	4,221,131
産 業 投 資 社 会 資 本 整 備 勘 定	出 入	歳 出	歳 入	補 正 額	費 用	0	△	4,221,131	△	4,221,131
文 部 科 学 省	出 入	歳 出	歳 入	補 正 額	費 用	0	△	4,221,131	△	4,221,131

厚生労働省	厚生児童手当勘定	歳出	前年度剰余金受入		前年度剰余金受入		前年度剰余金受入		前年度剰余金受入	
			歳入	補正額	歳入	補正額	歳入	補正額	歳入	補正額
			10	10	△	53,249,642	0	0	△	53,249,632
				0		△	40,865,947	△	40,865,947	10
			10	0		△	5,558,474	△	5,558,474	
				0		△	6,669,526	△	6,669,526	
				0		△	144,594	△	144,594	
				0		△	10,071	△	10,071	
				0		△	1,030	△	1,030	
				10		0	0	0	0	10
			10	10	△	53,249,642	△	53,249,632	△	53,249,632
			3,100,597	△	84,009			3,016,588		
				3,100,597	△	84,009		3,016,588		
			520,011		0			520,011		
				520,011		0		520,011		
			3,106,658		0			3,106,658		
				3,106,658		0		3,106,658		
			6,727,266	△	84,009			6,643,257		
				5,606,991	0			5,606,991		
				1,120,275	0			1,120,275		
				0	△	84,009		84,009		
			6,727,266	△	84,009			6,643,257		
			0	△	2,437,377			2,437,377		
				0	△	2,437,377		2,437,377		

船員保險	出	入	兒童手當收入	補正額	0	△	40,959	△	40,959	△	40,959	△	40,959
船員保險	出	入	業務取扱費	補正額	0	△	2,478,336	△	2,478,336	△	2,478,336	△	2,478,336
船員保險	入	保險収入	一般会計より受入	補正額	0	△	133,172	△	133,172	△	133,172	△	133,172
船員保險	入	積立金より受入	積立金より受入	補正額	0	△	65,455	△	65,455	△	65,455	△	65,455
船員保險	入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	補正額	35,032	△	0	0	35,032	△	35,032	△	35,032
船員保險	出	入	業務取扱費	補正額	35,032	△	198,627	△	163,595	△	163,595	△	163,595
國立病院勘定	入	他会計より受入	一般会計より受入	補正額	6,813,840	△	6,178,902	△	6,178,902	△	634,938	△	634,938
國立病院勘定	入	積立金より受入	積立金より受入	補正額	568	△	0	0	568	△	568	△	568
國立病院勘定	出	入	補正額	補正額	6,814,408	△	6,178,902	△	635,506	△	1,009,928	△	1,009,928
國立病院勘定	出	入	看護師等養成費	補正額	0	△	237,908	△	237,908	△	237,908	△	237,908
國立病院勘定	出	入	施設整備費	補正額	0	△	137,082	△	137,082	△	137,082	△	137,082
療養所勘定	入	他会計より受入	補正額	補正額	2,282,385	△	5,508,319	△	3,225,934	△	635,506	△	635,506

官報 (号外)

[illegible]

官報 (号外)

[illegible]

治 山 勘 定	入 歳	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	△	95,018	95,018	△	178,990	178,990
		地方公共団体工事費負担金収入		0	△	5,805	△	5,805	
		前 年 度 剩 余 金 受 入	地方公共団体工事費負担金収入	0	△	5,805	△	5,805	
			前 年 度 剩 余 金 受 入	2,342	0	0	2,342	2,342	
	入 歳	補 正 額	前 年 度 剩 余 金 受 入	2,342	0	0	2,342	2,342	
		治 山 事 業 工 事 諸 費	治 山 事 業 工 事 諸 費	276,350	△	100,823	175,527	173,185	
		改革推進公共投資事業清算金 産業投資特別会計へ繰入	改革推進公共投資事業清算金 産業投資特別会計へ繰入	2,342	0	0	2,342	2,342	
	出 歳	補 正 額	補 正 額	276,350	△	100,823	175,527	175,527	
国 営 土 地 改 良 事 業	入 歳	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	394,636	△	951,158	△	556,522	
		受 託 工 事 費 受 入	受 託 工 事 費 受 入	0	△	292	△	292	
		土地改良事業費負担金等収入	土地改良事業費負担金収入	112	△	171,445	△	171,333	
		補 正 額	補 正 額	112	△	171,445	△	171,333	
		補 正 額	補 正 額	394,748	△	1,122,895	△	728,147	
	出 歳	補 正 額	補 正 額	394,748	△	1,122,895	△	728,147	
		農業用施設災害復旧事業費 土地改良事業工事諸費	農業用施設災害復旧事業費 土地改良事業工事諸費	0	△	1,122,895	△	1,122,895	
		補 正 額	補 正 額	394,748	△	1,122,895	△	728,147	
国 土 交 通 省	入 歳	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	6,111,915	0	0	6,111,915	6,111,915	
		自動車損害賠償保障事業 保 障 勘 定	自動車損害賠償保障事業 保 障 勘 定	6,111,915	0	0	6,111,915	6,111,915	

自動車事故対策勘定		入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	50,813,989	0	50,813,989
歳	入	入	入	入	50,813,989	0	50,813,989
道 路 整 備		入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	0	△	△
歳	入	入	入	入	0	△	△
地方公共団体工事費負担金収入		入	入	入	0	△	△
債 還 金 収 入		入	入	入	2,559,057	0	2,559,057
前 年 度 剩 余 金 受 入		入	入	入	2,621,670	0	2,621,670
雑 収 入		入	入	入	72	0	72
歳 入 補 正 額		入	入	入	5,180,799	△	2,302,036
道 路 事 業 工 事 諸 費		入	入	入	0	△	△
事 務 費		入	入	入	0	△	△
産業投資特別会計へ繰入		入	入	入	2,559,057	0	2,559,057
改築推進公共投資事業清算金		入	入	入	2,621,742	0	2,621,742
産業投資特別会計へ繰入		入	入	入	5,180,799	△	2,302,036
水 勘 定 入		入	入	入	165,337	△	1,733,487
治 水 勘 定 入		入	入	入	165,337	△	1,733,487
歳 入 補 正 額		入	入	入	0	△	△
他 勘 定 よ り 受 入		入	入	入	0	△	△
特定多目的ダム建設工事勘定より受入		入	入	入	0	△	△

出 入	歳 入	歳 出	補 正 額	地方公共団体工事費負担金収入			
				0	△	663,984	△ 663,984
歳 入	地方公共団体工事費負担金収入			0	△	663,984	△ 663,984
	電気事業者等工事費負担金収入			0	△	663,984	△ 663,984
	債 還 金 収 入			0	△	69,949	△ 69,949
	前 年 度 剩 余 金 受 入			0	△	69,949	△ 69,949
	雑 収 入			0	△	69,949	△ 69,949
	債 還 金 収 入			1,656,672	0	0	1,656,672
	前 年 度 剩 余 金 受 入			1,656,672	0	0	1,656,672
	雑 収 入			252,311	0	0	252,311
	前 年 度 剩 余 金 受 入			252,311	0	0	252,311
	雑 収 入			323	0	0	323
歳 出	補 正 額			2,074,643	△	3,220,270	△ 1,145,627
	治 水 事 業 工 事 諸 費			165,337	△	3,208,055	△ 3,042,718
	事 務 費			0	△	12,215	△ 12,215
	産業投資特別会計へ繰入			1,656,672	0	0	1,656,672
	改革推進公共投資事業清算金			252,634	0	0	252,634
	産業投資特別会計へ繰入			2,074,643	△	3,220,270	△ 1,145,627
	補 正 額			0	△	436,316	△ 436,316
	一 般 会 計 以 上 受 入			0	△	436,316	△ 436,316
	地方公共団体工事費負担金収入			0	△	82,219	△ 82,219
	電気事業者等工事費負担金収入			0	△	82,219	△ 82,219
特定多目的ダム建設工事勘定				0	△	68,978	△ 68,978
歳 入				0	△	68,978	△ 68,978
他 会 計 以 上 受 入				0	△	68,978	△ 68,978
地方公共団体工事費負担金収入				0	△	68,978	△ 68,978
電気事業者等工事費負担金収入				0	△	68,978	△ 68,978

前年度剰余金受入	前年度剰余金受入 補正額	1	1	0	0	1	1
歳入	歳入	1	1	0	0	1	1
歳出	歳出	0	0	△	△	△	△
歳入	歳入	1	1	587,513	587,512	587,513	587,513
歳出	歳出	0	0	△	△	△	△
歳入	歳入	0	0	587,513	587,513	587,513	587,513
歳出	歳出	1	1	0	0	1	1
歳入	歳入	1	1	△	△	△	△
歳出	歳出	1	1	587,513	587,512	587,512	587,512
歳入	歳入	21,276	21,276	△	△	△	△
歳出	歳出	0	0	△	△	△	△
歳入	歳入	0	0	582,534	582,534	582,534	582,534
歳出	歳出	0	0	△	△	△	△
歳入	歳入	0	0	39,807	39,807	39,807	39,807
歳出	歳出	0	0	△	△	△	△
歳入	歳入	0	0	△	△	△	△
歳出	歳出	0	0	237,102	237,102	237,102	237,102
歳入	歳入	0	0	△	△	△	△
歳出	歳出	0	0	31,774	31,774	31,774	31,774
歳入	歳入	0	0	△	△	△	△
歳出	歳出	0	0	31,774	31,774	31,774	31,774
歳入	歳入	6,980	6,980	△	△	△	△
歳出	歳出	0	0	0	0	0	0
歳入	歳入	6,980	6,980	△	△	△	△
歳出	歳出	0	0	891,217	891,217	891,217	891,217
歳入	歳入	28,256	28,256	△	△	△	△
歳出	歳出	0	0	△	△	△	△
歳入	歳入	0	0	12,053	12,053	12,053	12,053
歳出	歳出	0	0	△	△	△	△
歳入	歳入	0	0	△	△	△	△
歳出	歳出	0	0	7,238	7,238	7,238	7,238

歳 出	歳 入	歳 入	港灣管理者工事費負担金収入		0	△	7,238	△	7,238
			受益者工事費負担金収入		0	△	20,516	△	20,516
			補正額		0	△	20,516	△	20,516
			工事諸費港灣整備勘定へ繰入		0	△	39,807	△	39,807
			歳入		0	△	39,807	△	39,807
歳 入	歳 入	歳 入	一般会計より受入		0	△	59,671	△	59,671
			業務取扱費		0	△	59,671	△	59,671
			歳入		0	△	59,671	△	59,671
歳 出	歳 入	歳 入	一般会計より受入		0	△	176,041	△	176,041
			地方公共団体工事費負担金収入		0	△	12,096	△	12,096
			歳入		0	△	12,096	△	12,096
歳 出	歳 入	歳 入	受託工事納付金収入		0	△	8,055	△	8,055
			歳入		0	△	8,055	△	8,055
			歳入		0	△	8,055	△	8,055
歳 出	歳 入	歳 入	受託工事納付金収入		0	△	196,192	△	196,192
			歳入		0	△	196,192	△	196,192
			歳入		0	△	196,192	△	196,192

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 となる年度	事 由
農 林 水 産 省	国 有 林 野 事 業 治 山 勘 定	直 轄 治 山 事 業 既 定	251,000	平 成 15 年 度	平 成 15 年 度 及 び 平 成 16 年 度	鬼怒川地区ほか10地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
		追 加 定 改	564,000 815,000	同 一	平 成 16 年 度 一	

国有林野内直轄治山事業	1,937,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	東北森林管理局ほか5森林管理局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事に、多くの日数を要するため
直轄地すべり防止事業	344,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	磐井川地区ほか5地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するため
治山事業費補助	1,996,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
水土保全林整備治山事業費補助	655,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	水土保全林整備治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
地すべり防止事業費補助	751,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	地すべり防止事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道直轄治山事業	73,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	石狩川地区及び尻別川地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
北海道国有林野内直轄治山事業	612,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	北海道森林管理局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
北海道治山事業費補助	961,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道水土保全林整備治山事業費補助	223,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	水土保全林整備治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国営土地改良事業				
国営かんがい排水事業				
大崎農業水利事業	130,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	大崎農業水利事業には、多くの日数を要するため
岩木川左岸(一期)農業水利事業				
既定	1,380,000	平成 15 年 度	平成 15 年度以降3箇年度以内	
追加	100,000	同	平成 16 年 度	岩木川左岸(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
改定	1,480,000	—	—	
道前道後平野(二期)農業水利事業	240,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	道前道後平野(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため

北海道国営かんがい排水事業					
雨竜川中央農業水利事業	80,000	平成 15 年度	平成 16 年度	雨竜川中央農業水利事業には、多くの日数を要するため	
空知中央農業水利事業	410,000	平成 15 年度	平成 16 年度	空知中央農業水利事業には、多くの日数を要するため	
樺戸(二期)農業水利事業	484,000	平成 15 年度	平成 16 年度	樺戸(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため	
勇払東部(一期)農業水利事業	260,000	平成 15 年度	平成 16 年度	勇払東部(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するため	
忠別農業水利事業	710,000	平成 15 年度	平成 16 年度	忠別農業水利事業には、多くの日数を要するため	
空知川右岸(一期)農業水利事業	500,000	平成 15 年度	平成 16 年度	空知川右岸(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するため	
空知川右岸(二期)農業水利事業	1,800,000	平成 15 年度	平成 16 年度	空知川右岸(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため	
雄武中央(一期)農業水利事業	380,000	平成 15 年度	平成 16 年度	雄武中央(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するため	
札内川第一(二期)農業水利事業	200,000	平成 15 年度	平成 16 年度	札内川第一(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため	
別海農業水利事業	150,000	平成 15 年度	平成 16 年度	別海農業水利事業には、多くの日数を要するため	
はまなか農業水利事業	110,000	平成 15 年度	平成 16 年度	はまなか農業水利事業には、多くの日数を要するため	
北海道国営総合農地防災事業					
浜頓別北部農地防災事業	480,000	平成 15 年度	平成 16 年度	浜頓別北部農地防災事業には、多くの日数を要するため	
下浦幌(一期)農地防災事業	400,000	平成 15 年度	平成 16 年度	下浦幌(一期)農地防災事業には、多くの日数を要するため	
生花農地防災事業	150,000	平成 15 年度	平成 16 年度	生花農地防災事業には、多くの日数を要するため	
南標茶農地防災事業	120,000	平成 15 年度	平成 16 年度	南標茶農地防災事業には、多くの日数を要するため	
北海道国営農用地再編開発事業					
美葉牛開拓建設事業	380,000	平成 15 年度	平成 16 年度	美葉牛開拓建設事業には、多くの日数を要するため	

国 土 交 通 省	道 路 整 備	中樹林開拓建設事業 直轄道路新設及び改築事業	1,520,000	平 成 15 年 度	平 成 16 年 度	中樹林開拓建設事業には、多くの日数を要するため
		既 定	444,663,000	平 成 15 年 度	平 成 15 年 度 以 降 5 箇年度以内	一般国道静岡 1 号新々天竜川橋(その 5)ほか 138 箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するため
		追 加 改 定	80,100,000 524,763,000	同 —	平 成 16 年 度 —	
		直轄道路修繕事業				
		既 定	6,095,000	平 成 15 年 度	平 成 15 年 度 及 び 平 成 16 年 度	一般国道秋田 13 号船岡修繕ほか 43 箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
		追 加 改 定	6,170,000 12,265,000	同 —	平 成 16 年 度 —	
		直轄道路交通連推進道路事業				
		既 定	48,650,000	平 成 15 年 度	平 成 15 年 度 以 降 5 箇年度以内	一般国道静岡 1 号静岡高架橋ほか 24 箇所の交通連推進道路工事には、多くの日数を要するため
		追 加 改 定	10,810,000 59,460,000	同 —	平 成 16 年 度 —	
		一般国道改修費補助				
		既 定	22,931,500	平 成 15 年 度	平 成 15 年 度 以 降 5 箇年度以内	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追 加 改 定	6,628,000 29,559,500	同 —	平 成 16 年 度 —	
		地方道改修費補助				
		既 定	3,126,000	平 成 15 年 度	平 成 15 年 度 以 降 5 箇年度以内	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追 加 改 定	1,172,000 4,298,000	同 —	平 成 16 年 度 —	

北海道交通連推進 道路事業費補助	既 定	1,760,000	平成 15 年 度	平成 15 年度以 降 3 箇年度以内	交通連推進道路事業については、その事業を円滑に実施するた め、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要 するため 一般国道40号植村峠防雪及び雄信内防雪の雪寒工事には、多くの日 数を要するため
	追 加 改 定	209,000 1,969,000	同 —	平成 16 年 度 —	
北海道直轄道路雪寒 地域道路交通確保事 業		140,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	
交通連推進街路事 業費補助	既 定	4,370,000	平成 15 年 度	平成 15 年度以 降 5 箇年度以内	交通連推進街路事業については、その事業を円滑に実施するた め、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要 するため 土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め 街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 交通連推進街路事業については、その事業を円滑に実施するた め、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要 するため
	追 加 改 定	1,915,000 6,285,000	同 —	平成 16 年 度 —	
北海道土地区画整理 事業費補助		470,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	
北海道街路事業費補 助		562,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	
北海道交通連推進 街路事業費補助		1,246,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	
離島道路事業費補助	既 定	1,120,000	平成 15 年 度	平成 15 年度以 降 3 箇年度以内	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 一般国道8号恩納高架橋(その2)ほか2箇所の改築工事には、多く の日数を要するため
	追 加 改 定	866,000 1,986,000	同 —	平成 16 年 度 —	
沖縄直轄道路改築事 業		320,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	

沖繩直轄道路交通連携推進道路事業	既 定	2,870,000	平成 15 年 度	平成 15 年度 及び平成 16 年度	一般国道58号若狭高架橋ほか2箇所の交通連携推進道路工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	1,380,000 4,250,000	同 —	平成 16 年 度 —	
沖繩一般国道改修費補助	既 定	432,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖繩地方道改修費補助	既 定	720,000	平成 15 年 度	平成 15 年度 及び平成 16 年度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	182,000 902,000	同 —	平成 16 年 度 —	平成 16 年 度	
沖繩街路事業費補助	既 定	253,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
直轄道路沿道環境改善事業	既 定	6,225,000	平成 15 年 度	平成 15 年度 以降5箇年度以内	一般国道静岡1号静岡沿道環境改善ほか57箇所の沿道環境改善工事には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	9,938,000 16,163,000	同 —	平成 16 年 度 —	平成 16 年 度	
直轄道路交通安全施設等整備事業	既 定	2,366,000	平成 15 年 度	平成 15 年度 以降5箇年度以内	一般国道三重1号新所自転車歩行者道ほか25箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	3,108,000 5,474,000	同 —	平成 16 年 度 —	平成 16 年 度	
交通安全施設等整備事業費補助	既 定	390,000	平成 15 年 度	平成 15 年度 以降3箇年度以内	

治 水 助 定	追加 改定	445,000 835,000	同 —	平成16年度 —	交通安全施設等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	直轄道路電線共同溝整備事業				
	既定	21,718,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	一般国道熊本3号電線共同溝ほか3箇所の電線共同溝工事には、多くの日数を要するため
	追加	900,000	同	平成16年度	一般国道5号創成治道環境改善ほか3箇所の治道環境改善工事には、多くの日数を要するため
	改定	22,618,000	—	—	一般国道5号国富登坂車線ほか6箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
	北海道直轄道路沿道環境改善事業	640,000	平成15年度	平成16年度	交通安全施設等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	北海道直轄道路交通安全施設等整備事業	820,000	平成15年度	平成16年度	
	北海道交通安全施設等整備事業費補助	326,000	平成15年度	平成16年度	
	直轄河川改修事業	45,952,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	阿武隈川ほか47河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	既定				
治 水 助 定	追加	20,512,000	同	平成16年度	
	改定	66,464,000	—	—	
	直轄床上浸水対策特別緊急事業				
	既定	5,250,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	北上川ほか2河川の床上浸水対策特別緊急工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加	2,280,000	同	平成16年度	北上川及び遠賀川の災害復旧等関連緊急工事並びにこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	改定	7,530,000	—	—	庄内川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	直轄河川災害復旧等関連緊急事業	920,000	平成15年度	平成16年度	
	直轄河川激甚災害対策特別緊急事業	600,000	平成15年度	平成16年度	
	既定				

事業	平成 15 年度	平成 16 年度	信濃川の消流雪用水導入事業には、多くの日数を要するため
直轄消流雪用水導入事業	230,000	平成 15 年度	
河川改修費補助	2,778,000	平成 15 年度	
既 定	同	平成 15 年度以降 5 箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 定	396,500	平成 16 年度	
改 定	3,174,500	—	
都市河川改修費補助	7,640,000	平成 15 年度	
既 定	同	平成 15 年度以降 5 箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 定	1,291,000	平成 16 年度	
改 定	8,931,000	—	
床上浸水対策特別緊急事業費補助	962,000	平成 15 年度	
既 定	同	平成 15 年度以降 4 箇年度以内	床上浸水対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 定	614,000	平成 16 年度	
改 定	1,576,000	—	
河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	3,450,000	平成 15 年度	
既 定	同	平成 15 年度及び平成 16 年度	河川激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 定	55,000	平成 16 年度	
改 定	3,505,000	—	
北海道直轄河川改修事業	3,100,000	平成 15 年度	
既 定	同	平成 15 年度以降 3 箇年度以内	石狩川ほか10河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加 定	10,660,000	平成 16 年度	
改 定	13,760,000	—	

北海道河川改修費補助	1,975,000	平成15年度	平成16年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道都市河川改修費補助	107,000	平成15年度	平成16年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島河川改修費補助	125,000	平成15年度	平成16年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖繩河川改修費補助	99,000	平成15年度	平成16年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
直轄堰堤維持	1,362,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	信濃川大町ダムほか3ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	100,872	同	平成16年度	
直轄河川総合開発事業	1,462,872	—	—	
既 定	4,420,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	鬼怒川上流ダム群連携事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	395,750	同	平成16年度	
直轄流況調整河川事業	4,815,750	—	—	
既 定	13,170,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	筑後川佐賀導水路の建設工事には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	215,000	同	平成16年度	
河川総合開発事業費補助	13,385,000	—	—	
既 定	7,204,062	平成15年度	平成16年度以降4箇年度以内	河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	447,493	同	平成16年度	
	7,651,555	—	—	

治水ダム建設事業費補助	既定	1,155,000	平成15年度	平成16年度以降4箇年度以内	治水ダム建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	30,250	同	平成16年度	
	改定	1,185,250	—	—	
北海道直轄堰堤維持	既定	131,786	平成15年度	平成16年度	石狩川豊平峡ダム及び砂流川二風谷ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するため
	改定	220,300	平成15年度	平成16年度	
北海道河川総合開発事業費補助	既定	7,679,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	4,386,000	同	平成16年度	
	改定	12,065,000	—	—	
直轄砂防事業	既定	936,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	最上川水系ほか21水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
	追加	400,000	同	平成16年度	
	改定	1,336,000	—	—	
直轄地すべり対策事業	既定	1,382,957	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	最上川豊牧地区ほか2地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するため
	追加	2,305,450	同	平成16年度	
	改定	3,688,407	—	—	
地すべり対策事業費補助	既定	691,000	平成15年度	平成16年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	改定	—	—	—	

北海道直轄砂防事業				石狩川水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
既 定	520,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度 以 降 3 箇年度以内	
追 加 改 定	460,000 980,000	同 —	平成 16 年 度 —	
北海道砂防事業費補助				
既 定	660,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度 以 降 3 箇年度以内	
追 加 改 定	496,000 1,156,000	同 —	平成 16 年 度 —	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道地すべり対策事業費補助				
	30,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	
離島砂防事業費補助				
	151,500	平成 15 年 度	平成 16 年 度	
離島地すべり対策事業費補助				砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	37,500	平成 15 年 度	平成 16 年 度	
直轄河川環境整備事業				
既 定	7,499,000	平成 15 年 度	平成 15 年 度 以 降 3 箇年度以内	
追 加 改 定	3,320,000 10,819,000	同 —	平成 16 年 度 —	
河川環境整備事業費補助				中川ほか 2 河川の水環境整備事業、狩野川ほか 3 河川の自然再生事業及び北上川ほか 22 河川の河川利用推進事業には、多くの日数を要するため
	262,500	平成 15 年 度	平成 16 年 度	
北海道直轄河川環境整備事業				
	204,000	平成 15 年 度	平成 16 年 度	

石狩川ほか 4 河川の河川利用推進事業には、多くの日数を要するため			
-----------------------------------	--	--	--

特定多目的ダム建設工事助定	多目的ダム建設事業				
	紀の川大滝ダム建設工事	300,000	平成15年度	平成16年度	紀の川大滝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	阿武隈川摺上川ダム建設工事	250,000	平成15年度	平成16年度	阿武隈川摺上川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	利根川湯西川ダム建設工事	3,819,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	利根川湯西川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	500,000	同	平成16年度	
	米代川森吉山ダム建設工事	4,319,000	—	—	
	既 定	2,400,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	
	追 加 改 定	140,000	同	平成16年度	米代川森吉山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	木曾川新丸山ダム建設工事	2,540,000	—	—	
	既 定	2,300,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	
	追 加 改 定	70,000	同	平成16年度	木曾川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	神戸川志津見ダム建設工事	2,370,000	—	—	
	既 定	12,200,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	
	追 加 改 定	180,000	同	平成16年度	神戸川志津見ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		12,380,000	—	—	

紀の川紀の川大堰 建設工事	既 定	880,000	平 成 15 年 度	平成15年度以 降5箇年度以内	紀の川紀の川大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加	100,000	同	平 成 16 年 度	
	改 定	980,000	—	—	
大分川大分川ダム 建設工事	既 定	162,400	平 成 15 年 度	平成15年度及 び平成16年度	大分川大分川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加	270,000	同	平 成 16 年 度	
	改 定	432,400	—	—	
北上川胆沢ダム建 設工事	既 定	2,790,000	平 成 15 年 度	平成15年度以 降4箇年度以内	北上川胆沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日 数を要するため
	追 加	229,582	同	平 成 16 年 度	
	改 定	3,019,582	—	—	
天竜川三峰川総合 開発建設工事	既 定	1,450,000	平 成 15 年 度	平成15年度及 び平成16年度	天竜川三峰川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事に は、多くの日数を要するため
	追 加	300,000	同	平 成 16 年 度	
	改 定	1,750,000	—	—	
嘉瀬川嘉瀬川ダム 建設工事	既 定	2,506,000	平 成 15 年 度	平成15年度以 降3箇年度以内	嘉瀬川嘉瀬川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加	516,000	同	平 成 16 年 度	
	改 定	3,022,000	—	—	
淀川大戸川ダム建 設工事	既 定	104,000	平 成 15 年 度	平 成 16 年 度	淀川大戸川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日 数を要するため
	追 加				
	改 定				

荒川横川ダム建設工事	既 定	300,000	平成 15 年 度	平成 15 年 度 及 び平成 16 年 度	荒川横川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加	60,000	同	平成 16 年 度	
	改 定	360,000	—	—	
	斐伊川尾原ダム建設工事				
	既 定	1,590,000	平成 15 年 度	平成 15 年 度 以 降 3 箇年度以内	
	追 加	125,000	同	平成 16 年 度	
	改 定	1,715,000	—	—	
	雄物川成瀬ダム建設工事				
	既 定	226,782	平成 15 年 度	平成 16 年 度	
	北海道多目的ダム建設事業				
留萌川留萌ダム建設工事	既 定	1,200,000	平成 15 年 度	平成 15 年 度 以 降 3 箇年度以内	留萌川留萌ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加	379,310	同	平成 16 年 度	
	改 定	1,579,310	—	—	
	石狩川幾春別川総合開発建設工事				
	既 定	520,291	平成 15 年 度	平成 16 年 度	
	沖繩多目的ダム建設事業				
	羽地大川羽地ダム建設工事				
	既 定	191,627	平成 15 年 度	平成 16 年 度	
	直轄港湾改修事業				
	既 定	35,863,500	平成 15 年 度	平成 15 年 度 以 降 3 箇年度以内	
港 湾 整 備 港湾整備助定	追 加	11,475,000	同	平成 16 年 度	名古屋港ほか21港並びに備讃瀬戸航路及び本渡瀬戸航路の改修工事には、多くの日数を要するため
	改 定	47,338,500	—	—	

港 湾 改 修 事 業 費 補 助	既 定	2,569,800	平 成 15 年 度	平成15年度以 降3箇年度以内	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	2,033,800	同	平成16年度	
	既 定	4,603,600	—	—	
	既 定	1,473,900	平 成 15 年 度	平成15年度及 び平成16年度	
	追 加 改 定	500,000	同	平成16年度	
	既 定	1,973,900	—	—	
	北海道直轄港湾改修 事業	8,868,500	平 成 15 年 度	平成16年度	
	北海道港湾改修事業 費補助	12,900	平 成 15 年 度	平成16年度	
	離島港湾改修事業費 補助	980,000	平 成 15 年 度	平成16年度	
	北海道空港整備事業 費補助	1,108,000	平 成 15 年 度	平成16年度	
空 港 整 備	北海道空港整備事業 費補助	760,000	平 成 15 年 度	平成16年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 新千歳空港及び函館空港の整備には、多くの日数を要するため 空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 徳之島空港及び屋久島空港の整備には、多くの日数を要するため 空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	離島空港整備事業費 補助	112,000	平 成 15 年 度	平成16年度	
	離島空港整備事業費 補助	1,499,200	平 成 15 年 度	平成16年度	
	航空路整備備 既 定	4,558,900	平 成 15 年 度	平成15年度及 び平成16年度	
	追 加 改 定	150,000	同	平成16年度	
	追 加 改 定	4,708,900	—	—	
	追 加 改 定	—	—	—	
	追 加 改 定	—	—	—	
	追 加 改 定	—	—	—	
	追 加 改 定	—	—	—	

平成十六年一月三十一日 衆議院会議録第七号 平成十五年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

平成十五年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、食糧管理特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計等二十特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、国有林野事業特別会計等六特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 国債整理基金特別会計		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
当初	一六七、一四一、八九五	一五八、一四一、八九五			
補正	△ 五三八、四四七	△ 五三八、四四七			
計	一六六、六〇三、四四八	一五七、六〇三、四四八			
2 産業投資特別会計		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
当初	二九〇、二四三	二九〇、二四三			
補正	七、四八一	三、二六五			
計	二九七、七二四	二九三、五〇八			
3 国立病院特別会計		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
(1) 病院勘定					
当初	五六八、二二一	五六八、二二一			
補正	六三六	六三六			
計	五六八、八五七	五六八、八五七			
(2) 療養所勘定					
当初	四一一、五四〇	四一一、五四〇			
補正	三、二二五	三、二二五			
計	四〇八、三一五	四〇八、三一五			
4 食糧管理特別会計		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
(1) 国内米管理勘定					
当初	一、〇〇六、七八三	一、〇〇六、七八三			
補正	△ 五一、四四〇	△ 五一、四四〇			
計	九五五、三四三	九五五、三四三			
(2) 国内麦管理勘定					
当初	一、〇〇六、七八三	一、〇〇六、七八三			
補正	△ 五一、四四〇	△ 五一、四四〇			
計	九五五、三四三	九五五、三四三			
5 農業共済再保険特別会計		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
(1) 農業勘定					
当初	四四、六五一	四四、六五一			
補正	五〇、八三五	五〇、八三五			
計	九五、四八七	九五、四八七			
(2) 業務勘定					
当初	一、三三二	一、三三二			
補正	九六	九六			
計	一、四二八	一、四二八			
6 自動車損害賠償保障事業特別会計		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
(1) 保障勘定					
当初	七二、四六一	七二、四六一			
補正	六、一一二	六、一一二			
計	七八、五七三	七八、五七三			
(2) 自動車事故対策勘定					
当初	一七、七四六	一七、七四六			
補正	五〇、八一四	五〇、八一四			
計	六八、五六〇	六八、五六〇			
7 輸入食糧管理勘定		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
当初	一一一、九九三	一一一、九九三			
補正	六、二九六	六、二九六			
計	一一八、二九〇	一一八、二九〇			
8 業務勘定		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
当初	四七二、六〇三	四七二、六〇三			
補正	四六、一〇七	四六、一〇七			
計	四二六、四九六	四二六、四九六			
9 調整勘定		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
当初	一四二、八九三	一四二、八九三			
補正	二、〇二九	二、〇二九			
計	一四四、八六四	一四四、八六四			
10 業務勘定		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
当初	二、三四六、七二三	二、三四六、七二三			
補正	二、二六、七七二	二、二六、七七二			
計	二、二九二、五四四	二、二九二、五四四			

以上のほかに、登記特別会計、国立学校特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計、国民年金特別会計、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会計及び空港整備特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

公共事業について国庫債務負担行為の追加を行うのは、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計及び空港整備特別会計である。

また、外国為替資金特別会計においては、外国為替資金に属する現金の不足を補うため、一時借入金等を行うことのできる限度額を引き上げている。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十六年一月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿

予算委員長 笹川 堯

平成十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右
国会に提出する。

平成十六年一月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成15年度政府関係機関補正予算
予 算 総 則 補 正

中小企業金融公庫の平成15年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	補 正			額	
			追 加	修 正	差 引	額 (千円)	額 (千円)
中小企業金融公庫	収入	事業金	14,595,322	0	14,595,322	14,595,322	14,595,322
		事業益	14,595,322	0	14,595,322	14,595,322	14,595,322
		事業収入	25,311,000	6,794	25,304,206	25,304,206	25,311,000
		事業収入	25,311,000	0	25,311,000	25,311,000	25,311,000
支出	雑収入	一般会計より受入	0	△	△	△	△
		雑収入	0	△	△	△	△
		雑収入	39,906,322	6,794	39,899,528	39,899,528	39,899,528
		雑収入	0	△	△	△	△

平成十六年一月三十一日 衆議院会議録第七号

平成十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書
規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の
規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の

平成十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、中小企業金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)
中小企業金融公庫

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
補正	一五六、一〇五	一五八、〇五〇
計	三九、九〇〇	△ 一七、五三〇
	一九六、〇〇五	一四〇、五二〇

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十六年一月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿

予算委員長 笹川 堯

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に
関し承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十六年一月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に
関し承認を求めるの件

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第三十七号)第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施について、国会の承認を求める。なお、当該活動を外国の領域で実施する場合の当該外国は別紙のとおりである。

別紙

活動名	
(一) イラク及びクウェート	当該活動を外国の領域で実施する場合の当該外国
(二) 我が国の領域から(一)に掲げる国に至る地域に所在する経由地、人員の乗降地、物品の積卸し・調達地、部隊の活動に係る慣熟訓練の	

一 人道復興支援活動

ための地域及び装備品の修理地並びにこれらの場所又は地域間の移動に際して通過する地域となる国
(三) イラクと国境を接する国及びペルシャ湾の沿岸国並びにこれらの国相互間及びこれらの国と(一)に掲げる国との間で行われる移動と連絡に際して通過する地域となる国。ただし、(一)及び(二)に掲げる国を除く。

二 安全確保支援活動

一に掲げる人道復興支援活動を実施する国

理由

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第八条第二項の規定に基づき、自衛隊の部隊等が人道復興支援活動及び安全確保支援活動を実施することとしたため、同法第六条第一項の規定により国会の承認を求める必要があるからである。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に
関し承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(以下「イラク人道復興支援特措法」という)第八条第二項の規定に基づき、自衛隊の部隊等が人道復興支援活動及び安全確保支援活動を実施することとしたため、同法第六条第一項の規定により国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するというイラク人道復興支援特措法の目的を達成するための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十六年一月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長 斉藤斗志二

平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十六年一月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条第一項の規定は、平成十四年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

平成十四年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理について、財政法第六条第一項の規定の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十五年一般会計補正予算(第1号)の編成にあたり、国債の発行を極力抑制すると観点から、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌年度までに公債又は借入金、償還財源に充てなければならぬと定めている財政法第六条第一項の規定は、平成十四年度の剰余金については適用しないこととするものである。

二 議案の可決理由

平成十四年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理について財政法第六条第一項の規定の特例を定めることは、必要にしてやむを得ないものであると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

平成十四年度における財政法第六条の純剰余金約三千八百七十四億円については、その全額を平成十五年一般会計補正予算(第1号)において、一般財源に充当することとしている。

平成十六年一月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿

財務金融委員長 田野瀬良太郎

平成十六年一月三十一日 衆議院会議録第七号

平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案及び同報告書 財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案及び同報告書

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案

右
国会に提出する。

平成十六年一月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律

政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る平成十五年の再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、同勘定における農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

平成十五年において低温等による水稲、大豆等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、同勘定における積立金を同勘定の歳入に繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十五年において低温等による水稲、大豆等の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成十五年の再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、同勘定における積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができることとするものである。

二 議案の可決理由

農業共済再保険特別会計の農業勘定に係る平成十五年の再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、同勘定における積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができることとする措置を定めることは適切妥当な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

平成十五年特別会計補正予算(特第1号)において、農業共済再保険特別会計の農業勘定の積立金六百九十八億六千六百六十四万四千円のうち五百八億四千四百一十千円を同勘定の歳入に繰り入れることとしている。

平成十六年一月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿

財務金融委員長 田野瀬良太郎

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

（本体）	本号一部
二二〇円	
三三〇円	
三三〇円	